

九州大学附属図書館運営規則

平成16年度九大規則第141号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 9月28日
(平成30年度九大規則第41号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号）第11条の規定に基づき、附属図書館の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 附属図書館は、次に掲げる図書館資料（以下「図書」という。）の運用を管理する。

- (1) 中央図書館に備付ける図書
- (2) 分館に備付ける図書
- (3) 部局図書室に備付ける図書
- (4) 記録資料館に備付ける図書

第3条 図書を次のとおりに分ける。

- (1) 貴重図書
- (2) 準貴重図書
- (3) 参考図書
- (4) 指定図書
- (5) 学生用図書
- (6) 研究用図書
- (7) 逐次刊行物
- (8) その他

(附属図書館の利用)

第4条 図書館を利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 本学の学生及び職員に準ずる者
- (4) 本学の名誉教授

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により附属図書館を利用することができる。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 本学の旧職員
- (3) 他大学の職員及び学生
- (4) その他一般利用者

(閲覧)

第5条 中央図書館、分館、部局図書室又は記録資料館に備付ける貴重図書の閲覧にあつては、それぞれ館長、分館長、部局長又は記録資料館長の許可を得なければならない。

(帯出)

第6条 次に掲げる図書は、帯出することができない。ただし、特別の場合であつて、館長、分館長、部局長又は記録資料館長が特に必要と認めて許可したときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) その他禁帯出を指定したもの

第7条 館長、分館長、部局長又は記録資料館長は、必要があると認めるときは、帯出期間中の図書の返却を請求することができる。

(弁償)

第8条 閲覧又は帯出中の図書を汚損又は紛失したときは、同一の図書又は相当の代金をもって弁償しなければならない。

(罰則)

第9条 館長、分館長、部局長又は記録資料館長は、図書館の利用に関して、この規則及びこの規則第14条の規定に基づき館長、分館長、部局長又は記録資料館長の定める事項に違反した者には、一定の期間図書の利用を禁止し、その旨を学内に掲示する等必要な措置をとることができる。

(寄託)

第10条 館長、分館長、部局長又は記録資料館長は、図書の寄託を受けることができる。

2 前項の寄託を受けた図書は、契約に別段の定めがない限り、その利用については附属図書館が運用を管理する図書と同様に扱う。

(相互利用)

第11条 他の大学図書館その他これに類する機関から図書の借用申込があった場合は、館長、分館長、部局長又は記録資料館長が学内の図書の利用に支障がないと認めたときに限り、これに応ずることができる。

(報告等)

第12条 分館、部局図書室又は記録資料館に図書を備付けるときは、分館長、部局長又は記録資料館長は、館長に報告しなければならない。

第13条 館長は、分館、部局図書室又は記録資料館に備付ける図書に関して必要と認めるときは、係員を派遣してその備付けの図書を調査することができる。

(雑則)

第14条 中央図書館、分館、部局図書室又は記録資料館の運用に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、中央図書館にあつては館長が、分館にあつては館長の承認を得て分館長が、部局図書室にあつては館長と協議のうえ部局長が、記録資料館にあつては館長の承認を得て記録資料館長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第229号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第41号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。